

注記（一般会計等）

重要な会計方針

①有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

②有価証券等の評価基準及び評価方法

・出資金のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。

・出資金のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

③有形固定資産等の減価償却の方法

・有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。

・無形固定資産

定額法を採用しています。

④引当金の計上基準及び算定方法

・徴収不能引当金

過去3年間の平均不納欠損率により計上しています。

・賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれらに係る法手福利費相当額の見込額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

・退職給付引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

・損失補償等引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

⑤リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています)。

⑥資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としています。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

⑦その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっています。

⑧物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上していません。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

⑨資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

重要な会計方針の変更等

①総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しています。

②総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っています。

重要な後発事象

- ① 主要な業務の改廃
- ② 組織・機構の大幅な変更
- ③ 地方財政制度の大幅な改正
- ④ 重要な災害等の発生
- ⑤ その他重要な後発事象

いずれも特にありません。

偶発債務

- ① 保証債務及び損失補償債務負担の状況
- ② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- ③ その他主要な偶発債務

いずれも特にありません。

追加情報

- ① 対象範囲（対象とする会計）

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

温泉財産区特別会計

宮城野財産区特別会計

仙石原財産区特別会計

蛸川財産区特別会計

育英奨学金特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はありません

- ③ 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

（地方自治法 235 条の 5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。」）

- ④ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしているため、合計金額が一致していない場合があります。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率の算定に必要とされる事項

実質赤字 0 千円

標準財政規模の額 5,823,736 千円

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

0 千円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費遞次繰越額

(一般会計) 39,197 千円

繰越明許費

(一般会計) 23,566 千円

事故繰越額

(一般会計) 0 千円

事業繰越額

(一般会計) 0 千円

⑧その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

特にありません。

⑨基準変更による影響額等

特にありません。

⑩売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

土地 24,756,296 千円

⑪減価償却費について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額

直接法は採用していません。

⑫減債基金に係る積立不足はありません。

⑬基金借入金（繰替運用）の内容

財政調整基金の繰替運用の資金額 700,000,000 円

⑭地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

1,738,765 千円

⑮将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

| | |
|---|--------------|
| イ．一般会計等に係る地方債の現在高 | 6,968,949 千円 |
| ロ．債務負担行為に基づく支出予定額 | 0 千円 |
| ハ．一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 | 2,459,422 千円 |
| ニ．組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額 | 0 千円 |
| ホ．退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 | 2,794,136 千円 |
| ヘ．設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額 | 0 千円 |
| ト．連結実質赤字額 | 0 千円 |
| チ．組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額 | 0 千円 |
| リ．地方債の償還額等に充当可能な基金 | 2,484,526 千円 |
| ヌ．地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 | 40,955 千円 |
| ル．地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額 | 5,197,333 千円 |

⑯自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

157,741 千円

⑰純資産における固定資産形成分及び余剰分（不足分）の内容

固定資産形成分は、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

また、余剰分は、純資産合計額のうち固定資産形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑱基礎的財政収支

△620 百万円

⑲資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

| | |
|----------------|-----------|
| 資金収支計算書 業務活動収支 | 1,286 百万円 |
| 賞与等引当金の増減 | △6 百万円 |
| 徴収不能引当金の増減 | △26 百万円 |
| 減価償却費 | △910 百万円 |
| 未収債権の増減 | △28 百万円 |

| | |
|----------------|---------|
| 投資活動収支への振替 | 226 百万円 |
| 臨時損益 | △51 百万円 |
| 純資産変動計算書の本年度差額 | 491 百万円 |

⑳一時借入金

| | |
|-------------|-----------|
| 一時借入金の限度額 | 1,000 百万円 |
| 一時借入金に係る利子額 | 0 百万円 |

㉑重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額
該当なし